

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022
11月号

No.193

不用品回収サービスのトラブル－市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者にご注意！－

引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについて、全国の消費生活センター等への相談が増加しており、2021年度には2,000件を超えました。一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要ですが、産業廃棄物処理業の許可のみの事業者等、一般廃棄物処理業の無許可業者とのトラブルが目立ちます。インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限らないため注意してください。

【事例】「トラック詰め放題」との広告を見て依頼したら、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われ、断るとキャンセル料を請求された

空き家になっている母の家を整理しようと思い、「〇〇市 ゴミ回収」とインターネット検索した。出てきたサイトを見ると、「一軒家丸ごと、事業所に最適。2トントラック詰め放題」とあり、通常6万円のところ5万円程になるとのことだった。見積もりを取りたいと思い電話したら、「うちは見積もりをしていない。2トントラック詰め放題で、料金はサイトに表示しているプランのみだ」と言われたので依頼した。約束の日時に母の家へ行くと2トントラックで作業員が来訪していたが、不用品を載せることができるのは荷台の囲いの高さまでだと言われた。囲いの高さは20～30センチだ。トラックには一般廃棄物処理業の許可の表示はなかった。詰め放題と広告していながら詰め放題ではなかったため回収を断ると、「キャンセル料1万5,000円を支払え」と言われた。支払わないと作業員が帰らなかったため、しかたなく現金で支払った。（50歳代 男性）

【その他の相談事例】

- ・事前の説明と異なる高額な料金を請求され、納得できないなら不用品をすべて下ろすと言われた。
- ・作業終了後に高額な料金を請求されて支払い、「クーリング・オフはできない」と書かれた書面にサインをさせられた
- ・不用品の量は軽トラック1台分に満たなかったが2台分を請求され、高額で支払えないと言うと、銀行で現金をおろすように言われた。

【消費者へのアドバイス】

- ◎不用品の処分は、お住まいの**市区町村が提供する窓口**に余裕を持って依頼しましょう。
- ◎市区町村以外に不用品の処分を依頼する場合は、**一般廃棄物処理業者に依頼**しましょう。
- ◎事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、**支払いを断り**ましょう。【国民生活センター】



困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市

つばめファンさん

サステナブル

母の着物で

ワンピース

徳島市

うめぼしおにぎりさん

買すぎが

レッドフライデー

招くかも

SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる？！

- 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意-

SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、後からキャッシュバックを受けることができ、一切の負担なくそれらを利用できるなどと勧誘して商品等の契約をさせる手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。相談事例をみると、「商品等をPRしているのにキャッシュバックが振り込まれない」「費用はかからないと聞いていたのに、後から請求を受けた」など、勧誘時の説明とは異なり、商品代金やサービス利用料等が消費者の負担となり、トラブルになっています。

【事例】モバイルWi-Fiとタブレット端末をPRすれば、実質無料で利用できると勧誘されたが、キャッシュバックが一度も振り込まれない

画像専用SNSのアカウントに、「モバイルWi-Fiが無料で使えるモニターに興味があれば、無料通話アプリで連絡してほしい」とのダイレクトメールがA社から届いた。ちょうどモバイルWi-Fiを使いたいと思っていたので、無料通話アプリのアカウントを追加登録すると、担当者からURL付きのメッセージが届いた。B社のモバイルWi-Fiとタブレット端末を契約して使い、SNSでPRすれば、A社からそれらの月額利用料金がキャッシュバックされるため、実質無料になるとのことだった。A社の担当者から引き続き説明を受け、添付のURLから開いたサイト内でクレジットカード情報の入力等をした。その後Wi-Fiルーターやタブレット端末が届き、クレジットカードから11月に約1万2,000円、12月に約8,000円が引き落とされた。しかし、商品をPRしているのに、A社からのキャッシュバックが一度も振り込まれない。無料通話アプリで問い合わせしてみたが明確な回答をもらえない。どうしたらよいか。(20歳代 男性)



トラブル防止のポイント

○「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などと言われても安易に契約しないようにしましょう

PRする商品やサービスが最初から無償で提供されず、キャッシュバックを前提にまずは消費者の名义で契約するよう指示されています。また、費用の負担はないと言われていても後から請求されたり、別の商品等の購入を勧められたりすることもあります。

○商品やサービスによっては違約金や端末代金の残債等解約にかかる費用が大きくなります

勧誘時に提示されたキャッシュバックが入金されず、購入した金額がそのまま残ってしまったり、月額利用料金の支払いだけが続くトラブルが目立ちます。また、解約を申し出ると、契約期間に定めがあるなどの場合に、違約金を請求されることがあります。

【国民生活センター】

《コラム》使っていますか キャッシュレス決済 ～県消費者法務相談員：中川まな美（弁護士）～

普段のお買い物で、現金を使わず、クレジットカードや電子マネーなどを使う人が増えてきました。このようなキャッシュレス決済は、取引の合理化や消費対策に資するものとして、政府としても普及をめぐっています。キャッシュレス決済は、大きく分けると、①後払い、②即時払い、③前払いの方式があります。

①後払いは、利用後に請求がきて、支払いを行うもので、代表的なものは、クレジットカードです。「カード」とは言うものの、現在では、スマホやアプリなどでカード情報が管理され、カードが発行されない場合もあります。②即時払いは、利用するのと同時に銀行口座から支払いが行われるもので、デビットカードが代表的です。③前払いは、支払いの前にチャージをしておくもので、交通系ICカード、一般的に〇〇ペイなどと呼ばれるQRコード型のもの、コンビニエンスストアで売っているギフトカード、昔からある商品券などがあります。

みなさんも上記のうち、いくつかは実際に使ったことがあるのではないのでしょうか。キャッシュレス決済は、現金を持ち歩く必要がなく、大変便利です。

しかし、お金を使っている感覚がないため、使いすぎてしまわないよう注意が必要です。限度額を適切に設定する必要があります。また、現在では、上記②即時払い方式や③前払い方式のものでも、残高が足りない場合に、自動的に貸し付けをしてくれるサービスがあります。このような場合、知らず知らずのうちに借金が増え、返済が困難になる場合もあります。

そして、万が一消費者トラブルに遭ってしまった場合も、現金でお金を支払い、商品を購入した場合に比べ、お金の返還の手続が困難になるおそれがあります。

キャッシュレス決済のしくみをきちんと理解し、適切に使いましょう。

冬の火災は『ゼロ距離』と『ほったらかし』に注意！

～電気暖房器具は使う前に点検も！～



本格的な冬を迎えるにあたり、使用頻度が増える電気暖房器具として、「こたつ」と「電気ストーブ」による火災の危険性を注意喚起します。「独立行政法人 製品評価技術基盤機構」に通知された製品事故情報では、2017年度から2021年度の5年間に「こたつ」、「電気ストーブ」の事故は347件発生しており、そのうち26件は死亡事故です。

電気暖房器具は、火を使わないため安全に見えますが、可燃物がヒーター部に接触したことによる火災「ゼロ距離火災」や、電源を切らずにその場を離れたり、電源コードの異常を放置したりしたことによる火災「ほったらかし火災」が発生しています。寒さが一層増すこの時期、使用上の注意をよく確認し、電気暖房器具とその周囲を点検することで事故を未然に防ぎましょう。

<事事故例>

○火災警報器が鳴動したため確認すると、こたつの電源コード部を焼損する火災が発生していた。

原因・・・こたつの保管時に電源コードをヒーターユニットに巻き付けていたため、電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わり、内部の芯線が断線、スパークが発生して火災に至った。

○電気ストーブを使用中、電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生した。

原因・・・外出時に電気ストーブを通電状態にしており、電気ストーブの前に積み上げて置いていた衣類等の可燃物が接触した、又は放射熱により出火した。

<こたつ、電気ストーブの気を付けるポイント>

○可燃物と接触しないように距離をとる。衣類などを乾かさない。

○就寝時や外出時に電源プラグをコンセントから抜いておく。

○電源コードの破損がないか点検する。電源コードは踏まない、引っ張らない、折り曲げない。

○定期的に清掃を行い、ほこりを取り除く。

○リコール対象になっていないか確認する。

【独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (N I T E)】

令和4年度 暮らしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会

先月号の「暮らしのサポーター通信」でもお知らせしたとおり、今年度の「暮らしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」は、「特殊詐欺」をテーマとして、阿南市と徳島市で開催します。

県内でも特殊詐欺の被害は後を絶ちません。特殊詐欺には、さまざまな手口があり、かつ巧妙化しています。また、依然として、高齢者を中心に大きな被害が発生する深刻な状況が続いています。

特殊詐欺の被害状況やその手口について知り、その被害を防ぐために私たちに何ができるのか、一緒に考えましょう！



受付
延長中

■南部

日時 令和4年12月15日(木)
午後1時30分～午後4時

場所 阿南市情報文化センター
(阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3)

講師 一般社団法人消費者力開発協会
理事・事務局長 廣重美希氏

内容 講義
ワークショップ



■東部

日時 令和5年1月26日(木)
午後1時30分～午後4時(予定)

場所 とくぎんトモニプラザ
(徳島市寺島本町西1丁目
アミコビル東館9階)

講師 徳島県警察
内容 講義
啓発漫才



※内容は変更する
可能性があります

・12月15日(木)開催の交流会(南部)については、申込の締め切りを過ぎていますが、人数に余裕がありますので、ご興味のある方は、ぜひ、お申し込み下さい。

申込先 徳島県消費者情報センター (☎088-623-0612)

・当日は必ずマスクを着用するとともに、体調不良の方は参加を御遠慮ください。

・1月26日(木)開催予定の交流会(徳島)については、後日、文書を送付いたします。

くらしのコラム

一所懸命か一生懸命か
～どちらでもよいが悩む～

手元の『大辞林』を調べてみると、一所懸命は「武士が、生活のためその所領にかけること」とある。一生懸命は「命がけで物事をする。全力を挙げて何かをすること」とあり、一所懸命からの派生語とある。

やがて「一所懸命」も、物事に命を懸けてすると言う意味で多く使われるようになると、「いっしょ」が「いっしょう」に間違っ広まり、漢字も「いっしょう」に合わせて「一所」が「一生」になったと言うのである。

昨今は、一所も一生もどちらも間違いではないと言われている。古語的表記の好きな方は一所を使い、口語的表記の人は一生を好むと言われていたが、新聞や雑誌では、「一生懸命」の表記を使うのが通常ようだ。

言葉も時代とともに使われ方は変化していくのだろう。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

